

一般社団法人公認心理師の会 役員選任規程

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人公認心理師の会（以下、当会）の役員選任を円滑に行うために定める。

(理事の定数)

第 2 条 理事の定数は計 25 名として、以下から構成されるものとする。

- (1) 部会理事 10 名 (5 部会にて各 2 名)
- (2) 横断理事 13 名
- (3) 理事長選任理事 2 名

(理事の任期)

第 3 条 理事の任期は、定款第 22 条の通り、選任 2 年後の 6 月の社員総会までとする。

2. 理事の再任は連続 2 期までとする。

(被選挙人)

第 4 条 役員選挙の被選挙人は公告日においても年会費を支払っている当会正会員の中の立候補者とする。

2. 立候補者は、定められた様式を用いて、立候補期間中に氏名、所属、所信表明(400 字程度)を届け出ることとする。
3. 立候補者は、部会理事または横断理事のいずれか一方を選択することとする。

(選挙人)

第 5 条 役員選挙の選挙人は、公告日において年会費を支払っている当会正会員とする。

2. 選挙人は、横断理事選挙と部会理事選挙に各 1 票を投票することができる。
3. 選挙人は、部会理事選挙において、任意の部会理事候補者に投票することができる。

(役員選挙の種類)

第 6 条 役員選挙は横断理事選挙と部会理事選挙の 2 種類の区分で行うこととする。

(横断理事選挙による理事長および理事の選出方法)

第 7 条 横断理事選挙において、得票数第 1 位を理事長とする。得票数第 1 位が複数の場合は、同点者の話し合いで決定する。

2. 横断理事選挙において、得票数の第 13 位までを理事として当選とし、以下を次点

する。当落の境界に同点者が生じた場合は、抽選によって決定する。

3. 選挙に立候補して当選した理事は、原則として辞退できないものとする。
4. 理事に欠員が生じた場合は次点者をもって補う。

(部会理事選挙による部会長および副部会長の選出方法)

第8条 部会理事選挙は、以下の5つの部会の部会長と副部会長を選出する。

- (1) 医療部会
 - (2) 教育・特別支援部会
 - (3) 産業・労働・地域保健部会
 - (4) 司法・犯罪・嗜癖部会
 - (5) 福祉・障害部会
2. 部会理事選挙は、各部会で得票数の最上位者を部会長とする。
 3. 部会理事選挙は、各部会で得票数の第2位を副部会長とし、以下を次点とする。

(理事長任命理事の選出)

第9条 選出された理事長は、選挙によらず横断理事として2名を任命することができる。

2. 理事が定数に満たない場合には、理事会の決議で理事を任命することができる。

(役員を選任)

第10条 選出された理事長は、開票日から2週間以内に第1回理事会を開催し、理事の中から副理事長、事務局長、各委員長を選任する。また、理事でない正会員の中から監事を選任する。

(専門部会委員の選任)

第11条 選出された各部会長は、専門部会委員を選出することができる。

2. 選出された専門部会委員の名簿は、理事会に提出し、承認を得なければならない。

(選挙業務の管理)

第12条 役員選挙にかかる選挙業務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会の構成と任期)

第13条 選挙管理委員会は、当会の正会員の中から理事会が選任した3名の委員をもって構成される。

2. 選挙管理委員は、理事選挙に立候補することはできない。
3. 理事会は、委員の中から委員長1名、副委員長1名を選任する。
4. 選挙管理委員長は、委員会を代表しその業務を統括する。

5. 選挙管理委員長に事故のあるときには、副委員長がその任を代行する。
6. 委員の任期は、役員選挙の結果の公表および理事会への報告した時点までとする。

(選挙管理委員会の任務)

第 14 条 選挙管理委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 役員選挙の公告
- (2) 立候補、投票、開票、当選結果の発表方法等の実施要項の作成
- (3) 立候補の受理判断
- (4) 投票方法の送付
- (5) 開票
- (6) 当選者結果の発表
- (7) 理事会への報告

(事務局)

第 15 条 選挙管理委員会は、事務局をおくことができる。

2. 当会の事務局は、選挙管理委員会の事務局として委託された業務を担当する。

(選挙の公告と日程)

第 16 条 選挙管理委員会は選挙すべき役員の定員を公告し、以下を参考に日程を決定する。

- (1) 公告日は、投票の締め切り期日の 9 週間前までとする
- (2) 立候補受付開始日は、投票の締め切り期日から 7 週間前までとする
- (3) 立候補受付締め切り日は、投票の締め切り期日から 3 週間前までとする
- (4) 投票受付開始日は、投票締め切り期日から 2 週間前までとする

2. 公告内容は、次の通りとする。

- (1) 選挙を行う事由
- (2) 立候補方法と立候補期間
- (3) 投票方法と投票期間
- (4) 開票方法と開票の期日

(選挙の方法)

第 17 条 選挙は電磁式方法または郵送による方法で行うこととする。

(開票と結果の公表)

第 18 条 選挙管理委員会は定められた期日に開票を行い、速やかに選挙結果を公表する。

(異議申し立て)

第 19 条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、文書または電磁式方法で選挙管理委員会に申し立てることができる。

2. 異議申し立ての受付は、開票結果発表日から 1 週間以内とする。

(結果の報告)

第 20 条 選挙管理委員会は、異議申し立て期間終了後速やかに結果を理事会に報告する。

(規程の改廃)

第 21 条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

本規程は、2023 年 3 月 12 日より施行する。

なお、第 3 条 2 理事の再任制限に関して、一時期にすべての理事が交代すると運営が困難になるため、2023 年に行われる役員選挙に限り、当選した理事のうち上位半数については任期を 2 期までとし、他の理事は任期を 1 期までとする。

以上